

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方

※「●」は従うべき基準、「○」は参酌すべき基準

項目	国基準（概要）	市の考え方（案）
1. 趣旨	<p>○ 児童福祉法第 34 条の 8 の 2 の規定により、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされた。条例策定にあたっては、事業に従事する者及び職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い、その他のものは基準を参酌するものとする。</p> <p>この設備運営基準は、市町村長の監督に属する利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準のとおり
2. 最低基準の目的	<p>○ 児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（最低基準）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準のとおり
3. 最低基準の向上	<p>○ 市町村長は、その管理に属する児童福祉法第 8 条第 4 項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>また、市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準のとおり
4. 最低基準と放課後児童健全育成事業	<p>○ 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。また最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準のとおり

5. 事業の一般原則	○ 家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	・国基準のとおり
	○ 利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	
	○ 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	○ 運営の内容について、自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。	
	○ 施設の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	
6. 事業者と非常災害対策	○ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施	・国基準のとおり
7. 職員の一般的要件	○ 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	・国基準のとおり
8. 職員の知識及び技能の向上等	○ 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ○ 職員に対する研修の機会を確保しなければならない。	・国基準のとおり
9. 設備の基準	○ 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	・国基準のとおり ・市ガイドライン規定（おおむね2.0㎡程度）は変更なし
	○ 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。	

	<p>○ 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	
	<p>○ 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	
<p>10. 職員</p>	<p>● 事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>● 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>● 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(以下この項において「高等学校卒業者等」)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で</p>	<p>・国基準のとおり</p> <p>・嘱託員設置要綱に資格要件規定あり</p> <p>・学童クラブ事業要綱(学童クラブには3人の職員を置く)は変更なし</p> <p>・「支援の単位」とは、集団の規模であり、施設の単位ではない。</p>

	<p>単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>	<p>・ (8)は新たな規定</p>
	<p>○ 支援の単位は、事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。</p>	<p>・ 一支援の単位（40 人）とは、集団の規模であり、施設の定員ではない。</p>
	<p>● 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち 1 人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	
11. 利用者を平等に取り扱う原則	<p>○ 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止</p>	<p>・ 国基準のとおり</p>
12. 虐待等の禁止	<p>○ 職員の利用者に対する児童虐待その他心身に有害な影響を与える行為の禁止</p>	<p>・ 国基準のとおり</p>
13. 衛生管理等	<p>○ 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理</p> <p>○ 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止</p> <p>○ 必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理すること</p>	<p>・ 国基準のとおり</p>

14. 運営規程	<p>○ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 開所している日及び時間</p> <p>(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>(5) 利用定員</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p>	・国基準のとおり
15. 事業者が備える帳簿	○ 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備	・国基準のとおり
16. 秘密保持等	○ 職員の秘密の漏えいの禁止等	・国基準のとおり
17. 苦情への対応	<p>○ 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置等</p> <p>○ 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善</p> <p>○ 社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査への協力</p>	・国基準のとおり
18. 開所時間及び日数	<p>○ 開所時間については、それぞれの区分に応じ、定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、事業所ごとに開所する時間を定める。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	<p>・国基準のとおり</p> <p>・児童館条例は変更なし</p> <p>(利用時間：下校時～午後6時、学校休業日は午前8時30分～午後6時、休館日：日曜日、祝日、年末年始)</p>

	○ 開設日については、1年につき250日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに開所する日数を定める。	
19. 保護者との連絡	○ 利用者の保護者との密接な連絡（当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない）	・国基準のとおり
20. 関係機関との連携	○ 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援	・国基準のとおり
21. 事故発生時の対応	○ 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等 ○ 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	・国基準のとおり
22. 施行日	この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。	・国基準のとおり
23. 経過措置	● 施行日から平成32年3月31日までの間は、職員の資格について「都道府県知事が行う研修を修了した者」に平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含める。	・国基準のとおり